

別添

令和 6 年 4 月 30 日

関係団体 御中

厚生労働省労働基準局安全衛生部

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」の送付について

平素より労働安全衛生行政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和 3 年 5 月 17 日に出されたいわゆる「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決を踏まえ、令和 4 年に労働安全衛生法（以下「法」という。）第 22 条を根拠とする省令の条文について改正を行ったところですが、今般、「立入禁止等」の法第 20 条及び第 21 条に基づく労働安全衛生規則等の条文についても、労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等に対しても労働者と同等の保護措置を図る観点から改正を行い、別添の施行通知を都道府県労働局に発出いたしました（令和 6 年 4 月 30 日公布、令和 7 年 4 月 1 日施行）。

皆様におかれましては、関係する事業者、一人親方等に十分に周知が図られますよう、傘下会員機関等の関係する団体、事業者等に対する周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、周知にご活用いただけるよう、リーフレットも併せてお送りいたします。

（改正省令、施行通知、リーフレット等の厚生労働省 HP 掲載先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00008.html



は、個人事業者に対しても危険を防止する観点から同様の措置を講ずる必要があるという理由から、法令改正を待たずに事業者が個人事業者に対して必要な措置を自主的に実施することが推奨されること。

したがって、事業者が当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときにおいて、保護具等の使用や特定の方法に基づいて業務又は作業を実施することを当該請負人に対して周知することは、個人事業者等による業務上の災害を防止する上で重要であり、具体的には、以下のような対応が考えられること。(これらは一例であって、他の規定についても同様に対応が推奨されること。)

- ① 安衛則第 151 条の 5 のように、事業者は車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない、とされている規定について、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、事業者は当該請負人に対し、当該事業者が定めた適正な制限速度により作業を行う必要がある旨を周知すること。
- ② 安衛則第 341 条のように、事業者は高圧の充電電路の点検、修理等当該充電電路を取り扱う作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者について感電の危険が生ずるおそれのあるときは、労働者に絶縁用保護具を使用させる又は活線作業用器具を使用させる措置を講じなければならない、とされている規定について、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、事業者は当該請負人に対し、絶縁用保護具を着用する必要がある旨又は活線作業用器具を使用する必要がある旨を周知すること。
- ③ 安衛則第 524 条のように、事業者はスレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行うときは、労働者に対して踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じなければならない、とされている規定について、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、事業者は当該請負人に対し、踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じる必要がある旨を周知すること。
- ④ 安衛則第 538 条のように、事業者は作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働者に保護具を使用させる等の措置を講じなければならない、とされている規定について、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、事業者は当該請負人に対し、保護具を使用する必要がある旨を周知すること。